

平成30年度に実施した墨田区による認可保育施設への指導検査において、文書により指摘を行い、改善を求めた事例は以下のとおりです。なお、すべての事例について改善済であることを確認しています。

指摘の具体的な事例	文書指摘数
<p>▶ 避難訓練及び消火訓練を毎月実施すること</p> <p>◇ 避難訓練及び消火訓練を少なくとも毎月1回は行わなければならないが、避難訓練又は消火訓練を実施していない月がある。</p>	2
<p>▶ 重要事項に関する規程を適正に定めること</p> <p>◇ 施設の運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならぬが、規程に保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額、緊急時等における対応方法、虐待の防止のための措置に関する事項を定めていない。</p>	1
<p>▶ 調理従事者・調乳担当者の検便を適切に行うこと</p> <p>◇ 調理従事者及び調乳担当者について、雇入れ時、配置換え時及び月に1回以上の検便を実施し、検査結果を確認した上で調理・調乳業務に従事させなければならないが、検便の検査結果が判明する前に調乳業務に従事させている。</p>	2
<p>▶ 保育士を適正に配置すること</p> <p>◇ 開所時間中に配置する保育士の数は、2人を下回ってはならないが、常勤保育士1人と保育従事者（無資格）1名しか配置していない時間帯があった。</p> <p>◇ 乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上保育士を置かなければならない。その場合において、常勤保育士を各組や各グループに1人以上（算出された保育士の数が2人以上の場合は2人以上）配置しなければならないが、常勤の保育士を乳児クラス6名のところに1人しか配置していなかった。</p>	1 1